

平成 30 年 度

上越市財政の健全性に関する  
比率の審査意見書

上越市監査委員

上監委第 109 号  
令和元年 8 月 20 日

上越市長 村山秀幸様

上越市監査委員 大原啓資

上越市監査委員 山川とも子

上越市監査委員 波多野一夫

## 平成 30 年度上越市財政の健全性に関する 比率の審査結果について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、審査に付された平成 30 年度健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見書を提出します。

# 平成 30 年度上越市財政の健全性に関する比率の審査意見

## 第 1 審査の対象（財政指標）

平成 30 年度	実 質 赤 字 比 率
同	連 結 実 質 赤 字 比 率
同	実 質 公 債 費 比 率
同	将 来 負 担 比 率
同	資 金 不 足 比 率

## 第 2 審査の期間

令和元年 8 月 1 日から令和元年 8 月 20 日まで

## 第 3 審査の方法

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、審査に付された財政指標が法令等に照らし算出過程が正確か、法令等に基づき適切な算定要素が財政指標の計算に用いられているか、かつ、算定の基礎となった書類等が適正に作成されているかを審査した。

また、この審査は、提出された算定様式を基に、決算書類並びに付属資料との照合、関係職員からの事情聴取等により実施した。

## 第 4 審査の結果

審査に付された財政指標は、法令に準拠して作成され、正確に表示されていた。また、算定の基礎となった書類等が適正に作成されていることが認められた。

なお、審査の概要は、次のとおりである。

# 1 総 括

## (1) 健全化判断比率・資金不足比率の対象会計

一般会計等	一般会計		実質赤字比率	↑	↑	↑	↑	
	一般会計等に属する特別会計	新幹線新駅地区土地区画整理事業特別会計						
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業会計に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険特別会計		資金不足比率	↓	↓	↓	
		診療所特別会計						
		介護保険特別会計						
		後期高齢者医療特別会計						
	公営企業会計	地方公営企業法適用事業	ガス事業会計					
			水道事業会計					
			簡易水道事業会計(29年4月に水道事業と統合)					
			工業用水道事業会計					
			病院事業会計					
		地方公営企業法非適用事業	索道事業特別会計					
			下水道事業特別会計					
			農業集落排水事業特別会計					
			地球環境特別会計					
			浄化槽整備推進事業特別会計					
広域連合・一部事務組合	上越広域伝染病院組合							
	上越地域消防事務組合							
	新井頸南広域行政組合(28年度まで)							
	新潟県市町村総合事務組合							
	新潟県後期高齢者医療広域連合							
第三セクター等 (損失補償対象団体)	リフレ上越山里振興株式会社							
	新潟県信用保証協会							

## (2) 健全化判断比率

健全化判断比率の各比率は、いずれも早期健全化基準及び財政再生基準を下回った。

(単位：%)

	28年度	29年度	30年度	早期健全化 基準	財政再生 基準
実質赤字比率	—	—	—	11.25	20.00
連結実質赤字比率	—	—	—	16.25	30.00
実質公債費比率	13.0	12.3	12.0	25.0	35.0
将来負担比率	85.6	91.1	85.2	350.0	

※「—」表記は実質赤字額及び連結実質赤字額がない(=黒字である)ため、記載すべき比率がないことを表している。

## (3) 資金不足比率

各会計とも資金不足額が発生していないため、資金不足比率は生じていない。

	会計の名称	28年度	29年度	30年度	経営健全化 基準
地方公営企業法適用事業	ガス事業会計	—	—	—	20.0%
	水道事業会計	—	—	—	
	簡易水道事業会計	—			
	工業用水道事業会計	—	—	—	
	病院事業会計	—	—	—	
地方公営企業法非適用事業	索道事業特別会計	—	—	—	
	下水道事業特別会計	—	—	—	
	農業集落排水事業特別会計	—	—	—	
	地球環境特別会計	—	—	—	
	浄化槽整備推進事業特別会計	—	—	—	

※「—」表記は資金不足額がないため、記載すべき比率がないことを表している。

## 2 各指標の状況

### (1) 実質赤字比率

市の財政の主要な部分である一般会計及び一部の特別会計（以下「一般会計等」という。）における実質赤字額の標準財政規模に対する比率を表すものである。当市では、一般会計及び新幹線新駅地区土地区画整理事業特別会計が対象となる。

#### ○ 算式

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

※標準財政規模：地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額をいう。なお、臨時財政対策債発行可能額を含む。

#### ○ 一般会計等の実質収支（実質赤字）額の状況

実質収支とは、歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源を引いた額であり、これがマイナスの場合、実質赤字となる。

一般会計等の30年度の実質収支は、次のとおりである。

（単位：千円）

会計名	歳入総額 (1)	歳出総額 (2)	歳入歳出差引額 (3)=(1)-(2)	翌年度に繰り 越すべき財源(4)	実質収支額 (3)-(4)
一般会計	101,984,905	97,991,024	3,993,881	985,293	3,008,588
新幹線新駅地区土地 区画整理事業特別会計	162,043	99,391	62,652	0	62,652
合 計	102,146,948	98,090,415	4,056,533	985,293	3,071,240

#### ○実質赤字比率

一般会計等における実質収支額は3,071,240千円の黒字となっており、実質赤字は生じていない。よって、30年度の実質赤字比率も生じていない。

なお、実質赤字比率の推移は、次のとおりである。

（単位：千円・％）

区 分		28 年 度	29 年 度	30 年 度
実 質 収 支 額	一般会計	1,831,402	3,202,145	3,008,588
	新幹線新駅地区土地 区画整理事業特別会計	0	72,957	62,652
	合 計	1,831,402	3,275,102	3,071,240
標準財政規模		57,346,173	56,426,754	56,353,296
<b>実質赤字比率 (%)</b>		—	—	—
早期健全化基準 (%)			11.25	
財政再生基準 (%)			20.00	

## (2) 連結実質赤字比率

一般会計、特別会計及び公営企業会計を含めた全ての会計を対象とした実質赤字又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率を表すものである。企業会計等の経営状況が一般会計等に与える影響を加味し、市全体の収支の状況を把握するための指標である。

### ○ 算式

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

なお、連結実質赤字額とは、以下の①+②の額が③+④の額を超える場合、当該超える額を指す。

①	一般会計等及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
②	公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金不足額の合計額
③	一般会計等及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
④	公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

①、②実質赤字額及び資金不足額を生じた会計はない。

③ 一般会計等及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計の実質収支（実質黒字）額の状況

（単位：千円）

会計名	歳入総額 (1)	歳出総額 (2)	歳入歳出差引額 (3)=(1)-(2)	翌年度に繰り 越すべき財源(4)	実質収支額 (3)-(4)
一般会計	101,984,905	97,991,024	3,993,881	985,293	3,008,588
新幹線新駅地区土地 区画整理事業特別会計	162,043	99,391	62,652	0	62,652
小計	102,146,948	98,090,415	4,056,533	985,293	3,071,240
国民健康保険特別会計	18,505,462	18,209,730	295,732	0	295,732
診療所特別会計	469,049	469,049	0	0	0
介護保険特別会計	22,969,178	22,774,387	194,791	0	194,791
後期高齢者医療特別会計	1,977,614	1,971,310	6,304	0	6,304
小計	43,921,303	43,424,476	496,827	0	496,827
合計	146,068,251	141,514,891	4,553,360	985,293	3,568,067

一般会計等及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計で実質赤字額を生じた会計はなく、実質黒字額の合計は3,568,067千円であった。

④ 公営企業会計の資金不足額又は剰余額の状況

■ 地方公営企業法適用企業

(単位:千円)

	会 計 名	流動 負債等 (※1) (A)	算入 地方債 (B)	流動 資産等 (※2) (C)	解 消 可 能 資金不足額 (D)	資金不足額又は 剰余額 (※3) (A)+(B)-(C)-(D)
(宅 地 造 成 事 業 以 外)	ガス事業会計	387,946	0	3,142,469	0	△ 2,754,523
	水道事業会計	598,742	0	10,578,179	0	△ 9,979,437
	工業用水道事業会計	1,396	0	100,469	0	△ 99,073
	病院事業会計	234,071	0	1,736,518	0	△ 1,502,447

(小計) △ 14,335,480

■ 地方公営企業法非適用企業

(単位:千円)

	会 計 名	歳出額 (A)	算入 地方債 (B)	歳入額等 (※4) (C)	解 消 可 能 資金不足額 (D)	資金不足額又は 剰余額 (※3) (A)+(B)-(C)-(D)
(宅 地 造 成 事 業 以 外)	索道事業特別会計	35,603	0	35,603	0	0
	下水道事業特別 会計	12,163,799	0	12,163,799	0	0
	農業集落排水事業 特別会計	2,721,572	0	2,721,572	0	0
	地球環境特別会計	29,087	0	29,087	0	0
	浄化槽整備推進 事業特別会計	10,807	0	10,807	0	0

(小計) 0

(合計) △ 14,335,480

(※1) 流動負債等＝流動負債の額－控除企業債等－控除未払金等－控除額－控除引当金等－PFI建設事業費等

(※2) 流動資産等＝流動資産の額－控除財源－控除額＋貸倒引当金

(※3) 資金剰余額が生じている場合は負の値で表示される。

(※4) 歳入額等＝歳入額－継続費通次繰越額－繰越明許費繰越額－事故繰越繰越額－事業繰越額－支払繰延額  
＋未収入特定財源

全ての公営企業会計において資金不足額はなく、資金剰余額の合計は 14,335,480 千円であつた。



○連結実質赤字比率

30年度は、いずれの会計においても実質赤字額及び資金不足額は生じていない。よって、次のとおり算式に基づく連結実質赤字比率も生じていない。

①一般会計等及び公営企業 (地方公営企業法適用企業・ 非適用企業)以外の特別会計 のうち、実質赤字を生じた会 計の実質赤字の合計額	②公営企業の特別会計のう ち、資金の不足額を生じた会 計の資金不足額の合計額	③一般会計等及び公営企業 (地方公営企業法適用企業・ 非適用企業)以外の特別会計 のうち、実質黒字を生じた会 計の実質黒字の合計額	④公営企業の特別会計のう ち、資金の剰余額を生じた会 計の資金の剰余額の合計額
- 円 (実質赤字を生じた会計なし)	- 円 (資金不足を生じた会計なし)	3,568,067 千円	14,335,480 千円

なお、連結実質赤字比率の推移は、次のとおりである。

(単位：千円)

会 計 名	実質収支額及び資金不足額・剰余額		
	28 年 度	29 年 度	30 年 度
一般会計	1,831,402	3,202,145	3,008,588
新幹線新駅地区土地区画整理事業特別会計	0	72,957	62,652
国民健康保険特別会計	283,936	590,599	295,732
診療所特別会計	0	0	0
介護保険特別会計	283,095	71,200	194,791
後期高齢者医療特別会計	19,232	1,722	6,304
ガス事業会計	2,585,127	2,664,347	2,754,523
水道事業会計	7,708,321	9,216,308	9,979,437
簡易水道事業会計	839,561		
工業用水道事業会計	91,221	94,007	99,073
病院事業会計	1,599,076	1,476,166	1,502,447
索道事業特別会計	0	0	0
下水道事業特別会計	12	17	0
農業集落排水事業特別会計	0	0	0
地球環境特別会計	0	0	0
浄化槽整備推進事業特別会計	0	0	0
合 計	15,240,983	17,389,468	17,903,547
標準財政規模	57,346,173	56,426,754	56,353,296
<b>連結実質赤字比率 (%)</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>—</b>
早期健全化基準 (%)		16.25	
財政再生基準 (%)		30.00	

### (3) 実質公債費比率

地方税や普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債の元利償還金に対する繰出金などの公債費に準ずるものに充てられたものの標準財政規模を基本とした額に対する比率の3か年平均値である。公債費等は市の財政圧迫要因のひとつであり、こうした観点から資金繰りの程度を示すものである。

#### ○ 算式

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{(\text{①元利償還金} + \text{②準元利償還金}) - (\text{③特定財源} + \text{④元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{④元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

#### ① 元利償還金

(単位：千円)

区 分	28年度	29年度	30年度
一般会計等に係る公債費 (A)	15,864,326	13,887,619	13,371,034
繰上償還額及び借換債を財源として償還した額 (B)	3,639,367	2,372,941	1,647,746
満期一括償還地方債の元金に係る分 (C)	0	0	0
地方債の利子支払金のうち、減債基金の運用利子その他の収入金を財源として支払を行ったもの (D)	0	0	0
合 計 (A)-(B)-(C)-(D)	12,224,959	11,514,678	11,723,288

#### ② 準元利償還金

(単位：千円)

区 分	28年度	29年度	30年度
満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)	0	0	0
公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	3,910,436	4,190,768	4,263,895
診療所特別会計	1,921	2,329	2,162
ガス事業会計	0	0	0
水道事業会計	84,183	255,312	246,824
簡易水道事業会計	232,479		
病院事業会計	99,419	103,519	104,766
下水道事業特別会計	2,415,882	2,727,880	2,799,785
農業集落排水事業特別会計	1,063,110	1,094,655	1,106,295
地球環境特別会計	9,770	3,215	0
浄化槽整備推進事業特別会計	3,672	3,858	4,063
一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	118,907	125,103	136,773
公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	308,999	284,872	283,767
一時借入金の利子 (基金の繰替運用等に係るものを除く)	571	1,107	230
合 計	4,338,913	4,601,850	4,684,665

③ 特定財源

(単位：千円)

区 分	28年度	29年度	30年度
国や県からの利子補給	0	0	0
貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金	65,888	56,156	49,343
公営住宅使用料	119,128	123,298	106,236
都市計画事業の財源として発行した地方債償還額に充当した都市計画税	915,821	925,665	931,569
その他	17,539	17,453	17,360
合 計	1,118,376	1,122,572	1,104,508

④ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

(単位：千円)

区 分	28年度	29年度	30年度
事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	3,010,819	3,067,908	3,140,226
災害復旧費等に係る基準財政需要額	6,022,361	6,129,940	6,397,093
密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金	309,195	285,494	280,896
合 計	9,342,375	9,483,342	9,818,215

○実質公債費比率

上記の数値から、各年度の実質公債費比率（単年）を算定すると、次のとおりとなる。

(単位：千円)

(28年度)	<table border="1"> <tr> <td>元利償還金</td> <td>準元利償還金</td> <td>特定財源</td> <td>元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額</td> </tr> <tr> <td>12,224,959</td> <td>4,338,913</td> <td>1,118,376</td> <td>9,342,375</td> </tr> </table>	元利償還金	準元利償還金	特定財源	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	12,224,959	4,338,913	1,118,376	9,342,375	=	12.71383%
元利償還金	準元利償還金	特定財源	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額								
12,224,959	4,338,913	1,118,376	9,342,375								
	<table border="1"> <tr> <td>標準財政規模</td> <td>元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額</td> </tr> <tr> <td>57,346,173</td> <td>9,342,375</td> </tr> </table>	標準財政規模	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	57,346,173	9,342,375						
標準財政規模	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額										
57,346,173	9,342,375										
(29年度)	<table border="1"> <tr> <td>元利償還金</td> <td>準元利償還金</td> <td>特定財源</td> <td>元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額</td> </tr> <tr> <td>11,514,678</td> <td>4,601,850</td> <td>1,122,572</td> <td>9,483,342</td> </tr> </table>	元利償還金	準元利償還金	特定財源	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	11,514,678	4,601,850	1,122,572	9,483,342	=	11.73884%
元利償還金	準元利償還金	特定財源	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額								
11,514,678	4,601,850	1,122,572	9,483,342								
	<table border="1"> <tr> <td>標準財政規模</td> <td>元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額</td> </tr> <tr> <td>56,426,754</td> <td>9,483,342</td> </tr> </table>	標準財政規模	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	56,426,754	9,483,342						
標準財政規模	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額										
56,426,754	9,483,342										
(30年度)	<table border="1"> <tr> <td>元利償還金</td> <td>準元利償還金</td> <td>特定財源</td> <td>元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額</td> </tr> <tr> <td>11,723,288</td> <td>4,684,665</td> <td>1,104,508</td> <td>9,818,215</td> </tr> </table>	元利償還金	準元利償還金	特定財源	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	11,723,288	4,684,665	1,104,508	9,818,215	=	11.78730%
元利償還金	準元利償還金	特定財源	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額								
11,723,288	4,684,665	1,104,508	9,818,215								
	<table border="1"> <tr> <td>標準財政規模</td> <td>元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額</td> </tr> <tr> <td>56,353,296</td> <td>9,818,215</td> </tr> </table>	標準財政規模	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	56,353,296	9,818,215						
標準財政規模	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額										
56,353,296	9,818,215										

これを3か年の平均でみた場合の実質公債費比率は次のとおりとなる。

(単位：%)

区 分	28年度	29年度	30年度	3か年平均
実質公債費比率	12.71383	11.73884	11.78730	12.0

30年度の実質公債費比率（3か年平均）は12.0%であり、前年度に比べ0.3ポイント改善し、早期健全化基準の25.0%を下回っている。

なお、3か年平均の28年度からの推移は、次のとおりである。

(単位：%)

	実質公債費比率 (単年度)	実質公債費比率 (3か年平均)			早期健全化 基 準	財政再生 基 準
		28年度	29年度	30年度		
26年度	13.91079	13.0			25.0	35.0
27年度	12.56967					
28年度	12.71383		12.3			
29年度	11.73884		12.0			
30年度	11.78730					

#### (4) 将来負担比率

一般会計等が、将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率を表すものである。市の一般会計の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の残高を指標化し、将来における財政圧迫の可能性を示すものである。

比率の算定においては、地方債の現在高や退職手当負担見込額のほか、第三セクター等に対する負担見込額等も対象となる。

#### ○ 算式

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{①将来負担額} - \text{②充当可能基金額} + \text{③特定財源見込額} + \text{④地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額}}{\text{標準財政規模} - \text{⑤元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

#### ① 将来負担額

将来負担額は、次のアからクまでの合計額により算出される。

(単位：千円)

区 分	28年度	29年度 (A)	30年度 (B)	29年度と30年度の増減 (B)-(A)
ア 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債残高	121,075,043	129,646,768	128,753,719	△ 893,049
イ 債務負担行為に基づく支出予定額	1,309,078	1,063,092	807,780	△ 255,312
ウ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額	71,695,910	68,210,815	66,154,759	△ 2,056,056
エ 組合等の地方債の元金償還に充てる負担等見込額	773,506	755,924	794,998	39,074
オ 退職手当支給予定額のうち、一般会計等の負担見込額	13,149,880	12,734,002	11,768,820	△ 965,182
カ 設立法人の負債の額等に係る一般会計等の負担見込額	77,587	65,025	56,990	△ 8,035
キ 連結実質赤字額	0	0	0	0
ク 組合等の連結実質赤字額のうち一般会計等の負担見込額	0	0	0	0
合 計	208,081,004	212,475,626	208,337,066	△ 4,138,560

アからカまでの内訳は次のとおりである。

ア 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債残高

(単位：千円)

区 分	28年度	29年度 (A)	30年度 (B)	29年度と30年度の増減 (B)-(A)
一般会計	121,075,043	129,646,768	128,753,719	△ 893,049
新幹線新駅地区土地区画整理事業特別会計	0	0	0	0
合 計	121,075,043	129,646,768	128,753,719	△ 893,049

## イ 債務負担行為に基づく支出予定額

(単位：千円)

区 分	期間	30年度末 限度額	28年度末	29年度末 (A)	30年度末 (B)	29年度と 30年度の増減 (B)-(A)
厚生連上越総合病院の機能強化及び建設費借入金の利子補給補助金	H18-H37	2,000,000	657,300	584,267	511,234	△ 73,033
PFI 法に基づく市民プラザの整備等に関する費用 (施設整備+利息分)	H13-H32	2,808,121	334,821	257,726	171,817	△ 85,909
老人保健施設(和久楽)建設資金元利償還金	H14-H33	365,868	88,059	70,882	53,494	△ 17,388
デイサービスセンター大潟及びグループホーム大潟建設資金元利償還金	H17-H36	108,788	31,400	27,475	23,550	△ 3,925
在宅複合施設及びケアハウス建設資金元利償還金 (いなほ園)	H17-H32	164,589	35,952	26,964	17,976	△ 8,988
その他 ※( )内は件数	-	-	161,546 (7)	95,778 (7)	29,709 (3)	△ 66,069
合 計			1,309,078	1,063,092	807,780	△ 255,312

## ウ 一般会計等以外の特別会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額

(単位：千円)

区 分	28年度	29年度 (A)	30年度 (B)	29年度と30年度の増減 (B)-(A)
国民健康保険特別会計	0	0	0	0
診療所特別会計	11,650	12,426	13,531	1,105
介護保険特別会計	0	0	0	0
後期高齢者医療特別会計	0	0	0	0
ガス事業会計	0	0	0	0
水道事業会計	1,026,650	1,999,411	1,735,188	△ 264,223
簡易水道事業会計	1,708,282			-
工業用水道事業会計	0	0	0	0
病院事業会計	1,075,911	974,718	872,740	△ 101,978
索道事業特別会計	0	0	0	0
下水道事業特別会計	51,243,084	49,534,555	48,708,181	△ 826,374
農業集落排水事業特別会計	16,552,474	15,618,372	14,756,487	△ 861,885
地球環境特別会計	4,181	0	0	0
浄化槽整備推進事業特別会計	73,678	71,333	68,632	△ 2,701
合 計	71,695,910	68,210,815	66,154,759	△ 2,056,056

## エ 組合等の地方債の元金償還に充てる負担等見込額

(単位：千円)

区 分	28年度	29年度 (A)	30年度 (B)	29年度と30年度の増減 (B)-(A)
上越地域消防事務組合	773,506	755,924	794,998	39,074
合 計	773,506	755,924	794,998	39,074

## オ 退職手当支給予定額のうち、一般会計等の負担見込額

区 分	28年度	29年度 (A)	30年度 (B)	29年度と30年度の増減 (B)-(A)	
将来負担額 (千円)	13,149,880	12,734,002	11,768,820	△ 965,182	
参 考	一般職・一般会計等対象職員数(人)※	2,116	2,101	2,080	△ 21
	特別職・一般会計等対象職員数(人)	4	4	4	0
	一般職・公営事業に係る会計対象職員数(人)※	126	123	122	△ 1
	特別職・公営事業に係る会計対象職員数(人)	1	1	1	0
	職員数計(人)	2,247	2,229	2,207	△ 22

※28年度から集計方法を修正している。

カ 設立法人の負債の額等に係る一般会計等の負担見込額

(単位：千円)

区 分	28年度	29年度 (A)	30年度 (B)	29年度と30年度の増減 (B)-(A)
第三セクター等	77,587	65,025	56,990	△ 8,035
合 計	77,587	65,025	56,990	△ 8,035

② 充当可能基金額

(単位：千円)

区 分	28年度	29年度 (A)	30年度 (B)	29年度と30年度の増減 (B)-(A)
財政調整基金	12,790,410	10,701,770	10,420,043	△ 281,727
まちづくり基金	2,276,850	2,276,850	2,276,850	0
国民健康保険財政調整基金	802,171	584,910	983,867	398,957
介護保険財政調整基金	821,463	796,693	656,416	△ 140,277
社会福祉施設整備基金	418,549	420,140	429,176	9,036
その他	1,078,424	662,831	631,098	△ 31,733
※( )内は基金の数	(11)	(11)	(10)	
合 計	18,187,867	15,443,194	15,397,450	△ 45,744

③ 特定財源見込額

(単位：千円)

区 分	28年度	29年度 (A)	30年度 (B)	29年度と30年度の増減 (B)-(A)
国庫支出金等	0	0	0	0
地方債を財源とする貸付金の償還金	90,099	72,004	61,682	△ 10,322
公営住宅の賃貸料等	828,471	714,624	581,609	△ 133,015
都市計画税収	16,646,981	15,817,104	15,069,017	△ 748,087
その他	1,467,000	1,316,222	1,123,189	△ 193,033
合 計	19,032,551	17,919,954	16,835,497	△ 1,084,457

④ 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

(単位：千円)

区 分	28年度	29年度 (A)	30年度 (B)	29年度と30年度の増減 (B)-(A)
1 消防費	447,229	412,230	377,243	△ 34,987
2 道路橋りょう費	669,620	433,261	258,089	△ 175,172
3 (1) 港湾費(港湾)	0	0	0	0
(2) 港湾費(漁港)	52,304	48,494	44,373	△ 4,121
4 都市計画費	0	0	0	0
5 公園費	33,159	26,600	19,779	△ 6,821
6 下水道費	48,866,647	48,007,707	47,257,822	△ 749,885
7 その他の土木費	522,061	506,005	479,833	△ 26,172
8 小学校費	916,042	956,350	877,142	△ 79,208
9 中学校費	603,118	581,925	516,052	△ 65,873
10 高等学校費	0	0	0	0
11 社会福祉費	60,150	50,165	40,180	△ 9,985
12 保健衛生費	2,680,853	2,504,861	2,276,855	△ 228,006
13 高齢者保健福祉費	0	0	0	0
14 清掃費	45,267	37,695	33,765	△ 3,930
15 農業行政費	36,979	26,915	17,131	△ 9,784
16 林野水産行政費	48,588	33,971	20,147	△ 13,824
17 (1) 地域振興費(人口)	329,786	290,445	342,360	51,915
(2) 地域振興費(面積)	19,380	15,370	11,389	△ 3,981
18 公債費	74,410,926	82,396,245	83,865,396	1,469,151
合 計	129,742,109	136,328,239	136,437,556	109,317

⑤ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

(単位：千円)

区 分	28年度	29年度	30年度
事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	3,010,819	3,067,908	3,140,226
災害復旧費等に係る基準財政需要額	6,022,361	6,129,940	6,397,093
密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金	309,195	285,494	280,896
合 計	9,342,375	9,483,342	9,818,215

○将来負担比率

前述の数値から将来負担比率を算定すると、次のとおりとなる。

(単位：千円)

将来負担額	-( 充当可能基金額	+ 特定財源見込額	+ 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	) = 85.2%
208,337,066	15,397,450	16,835,497	136,437,556	
標準財政規模		元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額		
56,353,296		9,818,215		

30年度の将来負担比率は85.2%であり、前年度と比べ5.9ポイント改善している。また、早期健全化基準である350.0%以下である。

将来負担比率及び将来負担額の推移は、次のとおりである。

(単位：千円・%)

	将来負担額 (A)	充当可能財源等 (B)	標準財政規模 (C)	算入公債費等 (D)	将来負担比率 (A-B) / (C-D)	早期健全化 基 準
28年度	208,081,004	166,962,527	57,346,173	9,342,375	85.6	350.0
29年度	212,475,626	169,691,387	56,426,754	9,483,342	91.1	
30年度	208,337,066	168,670,503	56,353,296	9,818,215	85.2	



## (5) 資金不足比率

公営企業に係る特別会計ごとに算定した資金不足額の事業規模に対する比率を表すものである。公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の程度を示すものである。

### ○ 算式

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金不足額及び事業の規模の算出方法は以下のとおりであり、地方公営企業法適用企業と非適用企業で算出方法が異なる。

#### ① 資金不足額

区 分	算 式
地方公営企業法 適用 企業	(流動負債+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高-流動資産) - 解消可能資金不足額
地方公営企業法 非 適用 企業	歳出額+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - (歳入額+翌年度に繰り越すべき財源) - 解消可能資金不足額

※解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。資金不足額がないときは0円となる。

#### ② 事業の規模

区 分	算 式
地方公営企業法 適用 企業	営業収益の額-受託工事収益の額
地方公営企業法 非 適用 企業	営業収益に相当する収入の額-受託工事収益に相当する額

### ○資金不足比率

各会計の資金不足比率は以下のとおりである（資金不足額・剰余額の算出については6ページ参照）。30年度の公営企業会計すべてにおいて、資金不足額は生じていないことから、資金不足比率は生じていない。

(単位：千円・%)

会 計 名		資金不足額 (A)	事業の規模 (B)	資金不足比率 (B)/(A)	経営健全化 基 準
適 用 企 業 法	ガス事業会計	—	5,563,964	—	20.0%
	水道事業会計	—	4,877,759	—	
	工業用水道事業会計	—	15,510	—	
	病院事業会計	—	2,333,880	—	
非 適 用 企 業 法	索道事業特別会計	—	3,065	—	
	下水道事業特別会計	—	2,730,013	—	
	農業集落排水事業特別会計	—	586,428	—	
	地球環境特別会計	—	16,968	—	
	浄化槽整備推進事業特別会計	—	6,000	—	

※「資金不足額(A)」欄において、資金不足額が生じていない場合は「—」と表示し、この場合資金不足比率は算定されない。

参考 平成 29 年度 類似団体（施行時特例市 H31.4.1 現在）の状況

(単位：%)

	実質赤字 比 率	連結実質 赤字比率	実質公債費 比 率	将来負担 比 率	資金不足比率
上越市	—	—	12.3	91.1	—
水戸市	—	—	9.1	106.7	—
つくば市	—	—	6.5	50.5	—
伊勢崎市	—	—	5.2	39.7	—
太田市	—	—	5.5	41.8	—
熊谷市	—	—	1.2	—	—
所沢市	—	—	2.1	2.6	—
春日部市	—	—	5.0	31.7	—
草加市	—	—	4.2	2.8	—
平塚市	—	—	2.4	27.4	—
小田原市	—	—	4.4	—	—
茅ヶ崎市	—	—	0.5	34.7	—
厚木市	—	—	2.6	48.8	—
大和市	—	—	0.7	28.4	—
長岡市	—	—	6.5	60.7	—
松本市	—	—	4.8	—	—
沼津市	—	—	4.5	27.9	病院事業会計 2.0
富士市	—	—	3.0	59.5	—
一宮市	—	—	3.3	52.3	—
春日井市	—	—	4.6	44.5	—
四日市市	—	—	7.8	34.4	—
岸和田市	—	—	10.5	43.9	病院事業会計 1.5
吹田市	—	—	△ 2.2	—	—
茨木市	—	—	△ 3.5	—	—
加古川市	—	—	3.7	—	—
宝塚市	—	—	4.1	30.2	病院事業会計 12.3
佐賀市	—	—	2.9	—	—

※総務省資料に基づき作成